

別表（第2条、第3条、第5条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供するサービス種別 等の区分(※ ₃)(※ ₄)	4 支給単価(※ ₃)	5 支給申請書提出先
高齢者福祉施設等物 価高騰対策支援事業	県内に所在する 高齢者介護・福 祉サービス事業 所等を運営する 法人	訪問系施設 ・訪問介護 ・訪問型サービス(独自) ・訪問型サービス(独自／定率) ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護 看護 ※訪問型サービスは、「訪問介 護」として申請のこと。	令和8年9月のサービス提供実績に基づく以下の区 分に応じた額 <区分A> 単 価：1施設当たり75,000円 該当施設：以下のいずれかに該当する施設 ・令和8年9月のサービス提供実績におけるサービ ス提供回数が1日あたり41回以上の施設 ・令和8年9月のサービス提供実績のうち、事業所 から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者 へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の 施設 <区分B> 単 価：1施設当たり55,000円 該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない 施設 <区分C> 単 価：1施設当たり35,000円 該当施設：以下の両方に該当する施設 ・令和8年9月のサービス提供実績におけるサービ ス提供回数が1日あたり20回以下の施設 ・令和8年9月のサービス提供実績のうち、事業所 から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へ のサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予 防サービスの両方で指定を受けている場合は、1 事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として 指定を受けている場合に限り、個別に申請可能。 ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、 軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一 体的に運営されている場合は、併給不可。（入所 系サービスに含まれる）	福祉保健部 ささえあい福 祉局長寿社会課

			・一体的に運営されている場合とは、入所系サービスと居宅サービスが同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービスの利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいう。 ※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができる。ただし、サービス提供回数は合算して支給申請を行うことができる。なお、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請を行うことができる。 ※障がい者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系サービスの区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。ただし、障がい者福祉施設等物価高騰対策支援事業の支給申請において、高齢分野の訪問系サービスのサービス提供回数を合算して支給申請を行うことができる。	
		通所系施設 ・通所介護 ・通所型サービス(独自) ・通所型サービス(独自／定率) ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ※通所型サービスは、「通所介護」として申請のこと。	・1施設当たり50,000円 ・定員1人当たり2,000円を加算(※。) ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、個別に申請可能。 ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。(入所系サービスに含まれる) ・一体的に運営されている場合とは、入所系サービスと居宅サービスが同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービスの利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいう。	
		福祉用具貸与・販売	・1事業所当たり35,000円 ※福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。	

		居宅介護支援事業所	・1施設当たり35,000円	
		多機能型施設 ・小規模多機能型居宅介護施設 ・看護小規模多機能型居宅介護施設	・1施設当たり150,000円 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。(入所系サービスに含まれる)	
		入所施設・居住系施設 A ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム (※ ₇) ・短期入所生活介護	・1施設当たり175,000円 ・定員1人当たり7,000円を加算 (※ ₆) ※空床利用型の短期入所生活介護は対象外。空床利用型でなく、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に併設されている場合は、短期入所単体では補助対象としない。両サービスの定員を合算し、本体施設として申請すること。 ※従来型とユニット型の同一入所施設が同じ又は近接している場合は単一の施設とし、入所定員は合算すること。	
		入所施設・居住系施設 B ・認知症対応型共同生活介護 ・有料老人ホーム (※ ₇) ・サービス付き高齢者向け住宅 (※ ₇) ・養護老人ホーム (※ ₇)	・1施設当たり175,000円 ・定員1人当たり10,000円を加算 (※ ₆) ※サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当する施設に限る。	
	※ ₆ 各施設の定員については、令和8年10月1日現在における指定状況による。 ※ ₇ 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅には、特定施設入居者生活介護または地域密着型特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を含む。			
障がい児福祉施設物価高騰対策支援事業	県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人	訪問系施設 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援	・1施設当たり35,000円 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	子ども家庭部 子ども発達支援課
		通所系施設 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・児童発達支援センター	・1施設当たり27,000円 ・定員1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		入所系施設 ・障害児入所施設	・1施設当たり175,000円 ・定員1人当たり10,000円を加算	

	※各施設の定員については、令和8年10月1日現在における指定状況による。			
障がい者福祉施設物 価高騰対策支援事業	県内に所在する 障害福祉サー ビス事業所等 を運営する法 人、補装具事 業者	訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護	令和8年9月のサービス提供実績に基づく以下の区 分に応じた額 <区分A> 単 価：1施設当たり75,000円 該当施設：以下のいずれかに該当する施設 ・令和8年9月のサービス提供実績におけるサービ ス提供回数が1日あたり41回以上の施設 ・令和8年9月のサービス提供実績のうち、事業所 から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者 へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の 施設 <区分B> 単 価：1施設当たり55,000円 該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない 施設 <区分C> 単 価：1施設当たり35,000円 該当施設：以下の両方に該当する施設 ・令和8年9月のサービス提供実績におけるサービ ス提供回数が1日あたり20回以下の施設 ・令和8年9月のサービス提供実績のうち、事業所 から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へ のサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設 ※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サー ビスを提供する施設の場合、いずれか一つのサー ビス種別においてのみ支給申請を行うことができ る。ただし、サービス提供回数は合算して支給申 請を行うことができる。なお、事務室区画がサー ビスごとに分離している場合のみ、それぞれのサ ービスで支給申請を行うことができる。 ※高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系 事業所の区分において応援金を受給する場合、本 事業での受給はできない。ただし、高齢者福祉施 設等物価高騰対策支援事業の支給申請において、	福祉保健部 ささえあい福 祉局障がい福祉課

			障がい分野の訪問系サービスのサービス提供回数を合算して支給申請を行うことができる。	
		・ 自立生活援助 ・ 就労定着支援 ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援	・ 1施設当たり35,000円 ※計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のうち、複数のサービスを提供する事業所の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ、支給申請を行うことができる。	
		・ 生活介護	・ 1施設当たり70,000円 ・ 定員1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		・ 短期入所	・ 1施設当たり27,000円 ・ 定員数と令和8年9月の実利用者数のうち、少ない人数1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型） ・ 就労継続支援（B型） ・ 就労選択支援	・ 1施設当たり27,000円 ・ 定員1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		・ 療養介護 ・ 共同生活援助 ・ 宿泊型自立訓練	・ 1施設当たり50,000円 ・ 定員1人当たり3,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		・ 施設入所支援	・ 1施設当たり175,000円 ・ 定員1人当たり10,000円を加算 ※障害者支援施設が実施する日中系サービスとの併給可能。	
		・ 補装具貸与・販売	・ 1事業所当たり35,000円	
		※各施設の定員については、令和8年10月1日現在における指定状況による。		
救護施設物価高騰対策支援事業	県内に所在する救護施設を運営する法人	救護施設	・ 1施設当たり175,000円 ・ 定員1人当たり10,000円を加算	福祉保健部 ささえあい福祉局孤独・孤立対策課

保育施設等物価高騰 対策支援事業	県内に所在する 保育施設等を運 営する事業者	保育施設等 ・ 保育所 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 届出保育施設（企業主導型保 育施設を含む） ただし、在園児に係る給食費（食 材費含む）又は光熱水費を施設が 負担していること。	・ 児童１人当たり２，１１５円 ※児童数は令和８年１０月１日時点とする。	子ども家庭部 子育て王国 課
		児童養護施設等（入所施設） ・ 児童心理治療施設（入所） ・ 児童養護施設 ・ 乳児院	・ 入所児童１人当たり１６，０００円 ※児童人数は令和８年１０月１日時点とする。	子ども家庭部 家庭支援課
		児童養護施設等（入所施設） ・ 母子生活支援施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 里親	・ 入所児童等１人（世帯）当たり１２，０００円 ※児童等人数（世帯数）は令和８年１０月１日時点 とする。	
		児童養護施設等（通所施設） ・ 児童心理治療施設（通所）	・ 通所児童１人当たり４，０００円 ※児童人数は令和８年１０月１日時点とする。	
		DV被害者等支援施設	・ １施設当たり１８，０００円	